

## イタリアが欧州単一特許への参加を表明

2015年6月1日

JETRO テュッセルドルフ事務所

イタリア首相府の Gozi 政務次官は、5月28日の EU 競争力理事会において、イタリア政府が欧州単一特許（以下、「単一特許」）の枠組への参加を決定したことを表明した。イタリアの参加により、単一特許はスペインとクロアチアを除く 26 の EU 加盟国が参加する制度になる。

当初イタリアはスペインとともに、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする単一特許の制度に妥協の姿勢を示さず、25 の加盟国が参加する「強化された協力（Enhanced Cooperation）」による単一特許の枠組への参加を見送っていた。その一方で、イタリアは統一特許裁判所（UPC）協定には署名していた。

この問題は司法の場でも争われ、イタリアとスペインは、強化された協力による単一特許の枠組創設を承認した EU 理事会の決定の無効を求めて欧州連合司法裁判所（CJEU）に提訴していたが、CJEU は 2013 年 4 月にこの訴えを棄却していた。また、スペインは、単一特許の枠組創設の基盤をなす 2 つの EU 規則の無効をそれぞれ求めて CJEU に提訴していたが、CJEU は今年 5 月 5 日にこの訴えを棄却していた。この判決の直後、イタリア経済開発省の Vicari 政務次官は、同省にとって単一特許への参加が優先課題であると述べていた。

イタリアが未参加のままでは、単一特許の効力はイタリアには及ばず、別途イタリアでの権利化（validation）のコストが必要であったが、イタリアの参加により単一特許の効力がイタリアにも拡大されれば、出願人にとって単一特許取得の魅力が向上することになる。また、英国、ドイツ、フランスを含む 13 か国が UPC 協定を批准することで施行されることとなる単一特許・UPC の枠組みの準備作業にさらに弾みがつくことが期待される。

なお、EU 理事会のウェブサイトによれば、UPC 協定を既に批准済みのオーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ（正式批准の完了順に記載）に加えて、5月22日付でルクセンブルクが 7 番目の批准国になった。

— EU 競争力理事会での Gozi 政務次官の発言は、以下参照 —

[Competitiveness Council \(Internal Market and Industry\) – Public session; Thursday, 28 May 2015 at 09:55 CET](#)

— イタリア経済開発省の Vicari 政務次官の発言（イタリア語）は、以下参照 —

[Vicari: adesione a brevetto unitario è una priorità. Con sede in Italia del tribunale unificato maggiori](#)

### opportunità e facilitazioni

- イタリアとスペインの提訴に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —  
[欧洲連合司法裁判所、单一特許規則及び单一特許の翻訳言語規則の無効を求めるスペインの訴えを棄却（2015年5月7日）（PDF）](#)  
[欧洲連合司法裁判所、25の加盟国による欧州単一効特許の枠組創設の無効を求めるイタリアとスペインの訴えを棄却（2013年4月19日）（PDF）](#)
- 欧州単一特許制度の準備の進ちょく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —  
[欧洲統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)  
[欧洲特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)  
[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)  
[欧洲統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

(以上)